

## ○石川県地域警察運営に関する訓令

〔 令和 2 年 2 月 7 日 〕  
石川県警察本部訓令第 3 号

石川県地域警察運営に関する訓令を次のように定める。

石川県地域警察運営に関する訓令

石川県地域警察運営に関する訓令（平成 5 年石川県警察本部訓令第 7 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 運用及び配置

第 1 節 勤務の基準（第 13 条－第 17 条）

第 2 節 配置運用（第 18 条－第 26 条）

第 3 章 指揮監督及び指導教養

第 1 節 幹部等の職務（第 27 条－第 31 条）

第 2 節 巡視（第 32 条－第 34 条）

第 4 章 通常基本勤務

第 1 節 通則（第 35 条－第 44 条）

第 2 節 交番等及び移動交番車（第 45 条－第 52 条）

第 3 節 機動警ら係等（第 53 条－第 56 条）

第 4 節 警備派出所及び検問所（第 57 条・第 58 条）

第 5 節 交番相談員（第 59 条・第 60 条）

第 5 章 特別勤務及び地域警察勤務以外の勤務（第 61 条・第 62 条）

第 6 章 補則（第 63 条－第 65 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）に基づき、石川県警察における地域警察の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この訓令における用語の意義は、次とおりとする。

(1) 所管区

石川県警察の組織等に関する規則（昭和 41 年石川県公安委員会規則第 4 号。以下「組織規則」という。）第 49 条に定める交番等の担当区域をいう。

(2) 受持区

巡回連絡を実施する担当区域をいう。

(3) 警備区

繁華街、主要駅、空港その他特殊な警戒警備対象のある地域において、特に必要のある場合に置かれる警備派出所の担当区域をいう。

(4) 交番等

交番、駐在所、署所在地、警察署分庁舎の設置及び運営に関する訓令（平成24年石川県警察本部訓令第3号）第3条に規定する庁舎所在地、警備派出所及び検問所をいう。

(5) 機動警ら係等

機動警ら係及び警察本部地域課自動車警ら班（以下「自動車警ら班」という。）をいう。

(6) 部課長等

組織規則第36条に規定する部長、第39条に規定する課長（地域課長（以下「本部地域課長」という。）を除く。）及び第45条に規定する警察学校の校長をいう。

(7) 署長等

警察署長（以下「署長」という。）及び本部地域課長をいう。

(8) 地域官等

石川県警察の組織等に関する訓令（昭和41年石川県警察本部訓令第3号。以下「組織訓令」という。）第14条に規定する地域官及び第15条に規定する地域交通官をいう。

(9) 地域警察幹部

地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある者をいう。

(10) 受持警察官

交番等に勤務する地域警察官をいう。

（地域警察勤務）

第3条 この訓令において「地域警察勤務」とは、規則第2条に規定する地域警察の任務を達成するために行う次条に規定する勤務種別ごとに定められた次に掲げる勤務をいう。

(1) 所管区、警備区その他特定の場所又は区域（以下「担当区域等」という。）について警察の職務を遂行するため、立番、見張、在所、警ら、巡回連絡、機動警ら、待機及び警戒警備の勤務方法により行う勤務

(2) 警察本部及び警察署において、前号に規定する勤務に従事する警察官に対する指揮監督及び指導教養に当たる勤務並びにこれらの勤務に関する企画及び調査、連絡調整、書類の作成・整理、統計の作成等の事務（以下「地域警察事務」という。）に従事する勤務

(3) 前2号の規定による勤務を通じて行うことが困難な特別の任務を遂行するために行う第61条に規定する勤務

（勤務種別）

第4条 地域警察官の勤務種別は、次のとおりとする。

- (1) 交番勤務
- (2) 駐在所勤務
- (3) 署所在地及び庁舎所在地勤務
- (4) 移動交番車勤務
- (5) 機動警ら係勤務
- (6) 自動車警ら班勤務
- (7) 警備派出所勤務
- (8) 地域警察事務勤務

(運用の方針)

第5条 地域警察の運用に当たっては、前条に定める勤務種別のそれぞれの特性が最高度に発揮されるよう、相互の連携に配慮するとともに、通信指令課及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するなど、総合的な運用を図るものとする。

- 2 署長等は、地域警察の運用に当たっては、事件、事故等の地域的、季節的、時間的発生状況、交通事情及び住宅街、商店街等の実態を考慮し、計画的かつ効果的な運用を図るものとする。

(地域官等)

第6条 地域官等は、組織訓令第14条及び第15条で定める任務を行う。地域官等の配置のない警察署にあつては、副署長がこれに当たるものとする。

(交番所長、駐在所長及び警備派出所長)

第7条 交番に交番所長を、町役場の所在地を管轄する駐在所及び複数の勤務員を配置する駐在所に駐在所長を、警備派出所に警備派出所長を置く。

- 2 交番所長、駐在所長及び警備派出所長には、警部又は警部補を充てるものとする。
- 3 前2項に規定する交番所長等については、人員の配置が充足されるまでの間は置かないことができる。

(所管区長)

第8条 署長は、交番所長及び駐在所長の配置のない交番等ごとに所管区長を指定するものとする。

(班長及び車長)

第9条 署長等は、交替制の地域警察官により運用されている交番、署所在地及び庁舎所在地には当務ごとに班長を、機動警ら係等の警ら用無線自動車には乗務単位ごとに車長を指定するものとする。

(受持区)

第10条 署長又は地域官等は、所管区ごとの配置人員の数に応じて受持区を定めるものとする。

(私服勤務の特例)

第11条 地域警察官は、私服で勤務する必要がある場合は、あらかじめ署長等又は

地域官等若しくは警察署地域課長の承認を受けなければならない。ただし、夜間、休日その他やむを得ない理由であらかじめ承認を受けることができない場合は、石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号。以下「処務訓令」という。）第65条に規定する当直主任の承認によりこれに代えることができるものとする。

（連絡協調）

第12条 部課長等は、地域警察活動に相当の影響を及ぼす教養訓練、一斉警戒取締り等を計画するときは、本部地域課長と協議するものとする。

## 第2章 運用及び配置

### 第1節 勤務の基準

（勤務制）

第13条 地域警察官の勤務制は、石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓令第16号。以下「勤務時間訓令」という。）の定めるところによる。

（勤務制の指定）

第14条 地域警察官の勤務種別ごとの勤務制の指定は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 交番勤務においては、交替制勤務、特に必要がある者については、毎日制勤務
- (2) 駐在所勤務においては、毎日制勤務。ただし、毎日制勤務のうち「駐在所型毎日制勤務」とし、同勤務は、駐在所施設で勤務し、これに附属する住宅部分に居住しているものをいう。
- (3) 署所在地及び庁舎所在地勤務においては、交替制勤務、特に必要がある者については、毎日制勤務
- (4) 移動交番車勤務においては、毎日制勤務
- (5) 機動警ら係勤務においては、交替制勤務、特に必要がある者については、毎日制勤務
- (6) 自動車警ら班勤務においては、交替制勤務、特に必要がある者については、毎日制勤務
- (7) 警備派出所勤務においては、毎日制勤務
- (8) 地域警察事務勤務においては、毎日制勤務

（勤務時間）

第15条 地域警察官の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、勤務制ごとの勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 毎日制勤務 1日7時間45分
- (2) 交替制勤務 当番日15時間30分、日勤日7時間45分

（勤務時間の割り振り基準）

第16条 地域警察官の勤務種別ごとの勤務方法及び勤務時間の割り振り基準は、別

表のとおりとする。

2 署長は、前項の基準に従い、特に次の事項に留意の上、勤務例を策定しなければならない。

- (1) 地域責任を有する勤務員の意見を適切に反映させるなど、個別の交番等の地域の実態に即したものにすること。
- (2) 形式的又は硬直的なものとならないようにすること。
- (3) 定期的に見直しを行い、所管区等の状況の変化に対応し得るようにすること。
- (4) 巡回連絡を確実に実施するための勤務時間を確保すること。
- (5) 警察署の管轄区域（以下「管内」という。）の警戒力、特に夜間における警戒力に間隙が生ずることのないようにすること。

（週休日の指定）

第17条 署長等は、地域警察官の週休日の指定に当たっては、地域警察活動に支障が生じないように配慮しなければならない。

## 第2節 配置運用

（基本計画）

第18条 署長は、地域警察官の効率的運用を図るため、次の事項を内容とする基本計画を定めるものとする。

- (1) 勤務種別ごとの配置人員
- (2) 地域警察官個々の勤務制の指定
- (3) 交替制各係の編成
- (4) 警ら要点の指定
- (5) 受持区の指定
- (6) 移動交番車の運用区域の指定
- (7) その他運用上の基本的事項

（月間活動計画）

第19条 署長は、地域警察活動を計画的に行うため、次の事項を内容とする月間活動計画を定めるものとする。

- (1) 月間における日ごとの実働人員及び勤務配置
- (2) 月間において行うべき活動の予定
- (3) その他報告様式、決裁区分等必要な事項

2 地域官等は、前項第2号の事項を定めることができる。

（勤務日の活動重点）

第20条 警察署の地域警察幹部は、地域警察官の勤務日における活動について、次の事項に留意した配置を行うとともに、特に必要があると認められるときは、勤務方法について必要な指示を行わなければならない。

- (1) 月間活動計画に基づき実施すべき事項
- (2) 管内の事件、事故の発生及び治安情勢に即応した活動重点
- (3) 活動上配慮すべき事項

(自動車警ら班における基本計画等)

第21条 本部地域課長は、第3条の規定に準じ、自動車警ら班における基本計画及び月間活動計画を定め、勤務日の活動重点を指示するものとする。

(警ら要点の指定)

第22条 署長又は地域官等は、所管区又は警備区における犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、警戒警備等の対象となる主要な地点、区間及び地域を警ら要点として定めるものとする。

2 署長又は地域官等は、警ら要点を明示した警ら要図を作成するものとする。

3 警ら用無線自動車の警ら要点については、前2項の規定を準用するものとする。ただし、自動車警ら班に所属する警ら用無線自動車の警ら要点については、本部地域課長が、次条に定める担当区域等を管轄する署長の意見を聞いて定めるものとする。

(機動警ら係等の担当区域等)

第23条 機動警ら係等の担当区域等は、次のとおりとする。

(1) 自動車警ら班 金沢市内及び別に定める管内

(2) 機動警ら係 当該係の所属する警察署の管内

(統合運用等)

第24条 署長は、昼夜の人口、治安情勢等を勘案して特に必要があると認めるときは、隣接する2以上の所管区を統合した区域(以下「ブロック」という。)において、当該ブロックの受持警察官を統合的に運用することができる。

2 署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける活動の拠点となる交番等の受持警察官の中から、活動を統括する責任者(以下「ブロック長」という。)を指定するものとする。

(補充勤務)

第25条 署長は、交番等の地域警察官が入校、疾病その他やむを得ない理由で勤務できなくなった場合は、他の警察官を指定してこれを補充することができる。

2 前項の補充をするに当たっては、所管区の状況に応じて、補充勤務の時間、方法等を定めなければならない。

(移動交番車)

第26条 署長又は地域官等は、団地その他人口増加の著しい地域等において、当該区域の地域警察活動を補うため、移動交番車を派遣して、効果的運用を図るものとする。

### 第3章 指揮監督及び指導教養

#### 第1節 幹部等の職務

(会議)

第27条 署長は、幹部会議において、次の事項について協議するものとする。

(1) 地域警察に関する基本計画及び月間活動計画

(2) 課及び係間の連絡調整

(3) その他地域警察活動について必要な事項

- 2 前項の幹部会議は、処務訓令第46条に定める会議をもって充てることができる。
- 3 署長又は地域官等は、交番所長、駐在所長及び所管区長会議を随時開催し、地域警察活動の効率化、適正化及び活動実績の向上を図るため、検討及び情報交換を行うものとする。

(所管区長、班長及び車長の職務)

第28条 所管区長、班長及び車長の職務については、次のとおりとする。

(1) 所管区長

- ア 所管区員の勤務及び事務処理の調整
- イ 管内の関係機関、団体等との連絡調整
- ウ 当務を異にする班長間の引継ぎ方法等についての調整

(2) 班長及び車長

- ア 勤務場所を同じくする勤務員（以下「相勤員」という。）に対する指導教養
- イ 相勤員の勤務及び事務処理の調整
- ウ 勤務及び事務の引継ぎの調整

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第29条 地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 具体的かつ明瞭な命令、指示を行うとともに、具体的な任務を付与すること。
- (2) 職務の遂行に必要な知識・技能を向上させるため、実務に即した教養を行うこと。
- (3) 地域警察官が、地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動できるように配慮すること。
- (4) 地域警察官は、一人一人が直接市民と接して職務を遂行することに鑑み、適正・妥当な判断ができる能力を高めること。
- (5) 随時、その結果を確認し検証すること。

(勤務開始時等における点検、訓示等)

第30条 署長は、自ら又は警察署の幹部に命じて、勤務開始時等において、地域警察官に対して点検、訓示及び指示を行い、命令の徹底を図るとともに、必要な指導教養、術科訓練等を行わなければならない。

- 2 署長は、前項の点検、訓練等を行うに当たっては、地域警察官の勤務配置及び交替が速やかに行なわれ、管内の警戒力に間隙が生じないように配慮しなければならない。

(地域警察官の評価)

第31条 署長及び地域警察幹部は、地域警察官の活動の評価に当たっては、実態掌握活動、地域に密着した活動その他地域警察官が行うべき活動全般について総合的に判断しなければならない。

第2節 巡視

(署長等の巡視)

第32条 署長は、地域警察官の業務・業績が署全体に影響することから、自ら又は警察署の幹部に命じて、地域警察勤務に従事する地域警察官に対する巡視を積極的に行わなければならない。

2 警察署の地域警察幹部及び地域警察以外の幹部は、巡視時に、受傷事故や非違事案の未然防止と業務の適正かつ効率的な推進を図るため、個々の勤務員に対して、その勤務状況等を踏まえ、実務に直結する具体的指導を行い、効果的な業務管理を図ること。

(巡視計画)

第33条 巡視計画は、警察署の実情に応じて策定した毎月の重点事項（業務・業績等の重点）に沿って、各級幹部の協力のもと、実施者、実施時間、実施する交番等に偏りが生じることのないよう実効性のあるものとする。

2 署長は、効率的な巡視を実現するため、各級幹部による巡視の実施状況や体制の点検を行い、また、巡視が計画的かつ適切に行われるよう、巡視を行う幹部に対して必要な指導を行うこと。

(本部地域課長の巡視)

第34条 本部地域課長は、自ら又は本部地域課の幹部に命じて、地域警察官に対する巡視を行い、地域警察官の活動状況その他の実情を調査し、地域警察の運営に資するものとする。

## 第4章 通常基本勤務

### 第1節 通則

(地域責任)

第35条 地域警察官は、担当区域等について、地形、地物及び交通の状況、事件・事故の発生傾向その他地域社会の実態を掌握し、警察の責務を効果的に遂行するよう努めなければならない。

(勤務要領)

第36条 地域警察官は、配置された勤務場所を拠点として、次の各号に掲げる場合を除き、第16条第2項に規定する勤務例に従い、勤務又は休憩を行わなければならない。

- (1) 第20条の規定により、特別な指示を受けた場合
- (2) 第37条の規定により、勤務の変更をする場合
- (3) 第61条第1項の規定による特別勤務を行う場合
- (4) 第62条第1項の規定による地域警察勤務以外の勤務に従事する場合

(勤務変更)

第37条 地域警察官は、勤務例による勤務では処理できない事件、事故その他の事案（以下「事件等」という。）が生じた場合は、警部補以上の階級にある直属の地域警察幹部に勤務の変更の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合で事前の承認を受けることができなかつた場合は、その経過を事後速や



かに報告しなければならない。

2 地域警察官は、前項の場合のほか、勤務例による勤務では効果的な地域警察活動ができないと認めるときは、署長に勤務の変更の承認を受けなければならない。ただし、軽易な勤務変更については、署長の定めるところにより、直属の地域警察幹部の承認で足りるものとする。

3 本署以外の勤務場所に配置された地域警察幹部が前2項の規定により、勤務の変更の承認を行った場合には、当該地域警察幹部は、本署の直属の地域警察幹部にその旨を報告しなければならない。

(休憩)

第38条 休憩は、定められた場所において行うものとする。

2 休憩中に事件等の発生、願届等があった場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(勤務記録)

第39条 地域警察官（地域警察事務に勤務する者を除く。）は、別に定める勤務表、勤務結果表及び活動日誌に、勤務日における勤務及び事件等の取扱いその他の活動を記録しなければならない。

(管内情勢の資料化)

第40条 地域警察官は、所管区の概況並びに警ら及び巡回連絡その他の活動を通じて掌握した状況等について資料化を図り、活用に努めなければならない。

(備付簿冊)

第41条 勤務種別ごとに備え付ける簿冊及びその保存期間は、これを別に定める。

(事件・事故に対する措置)

第42条 地域警察官は、通常基本勤務中に発生した事件・事故の処理に際しては、迅速に初動的措置を行わなければならない。

2 前項の措置を行うに当たっては、通信指令課及び警察署通信室と緊密に連絡をとりつつ、交番等、機動警ら係等及び事件・事故の処理を担当する係と連携して適切な措置を講ずるようにしなければならない。

3 地域警察官の事件・事故の処理範囲の基準は、これを別に定める。

4 署長等は、事件・事故の処理に当たり、前項の基準によりがたい特別の事情があるときは、別に指示することができる。

(耐刃防護衣の着用)

第43条 地域警察官は、常に耐刃防護衣を着用すること。ただし、特に指定された場合はこの限りではない。

(勤務交替時の引継ぎ)

第44条 交替制勤務の地域警察官は、配置された勤務場所において、相互に面接し、必要な事務の引継ぎを迅速かつ確実に行わなければならない。

第2節 交番等及び移動交番車

(所管区責任)

第45条 受持警察官は、所管区（第24条第1項で規定する運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条、第46条第2項、第49条において同じ。）において、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して規則第2条の任務を遂行する責任を負うものとする。

（交番等における通常基本勤務の方法）

第46条 受持警察官は、立番、見張、在所、警ら及び巡回連絡の勤務方法により、通常勤務を行うものとする。

2 警ら及び巡回連絡は、所管区及び受持区の状況その他の事由により必要と認めるときは、併行することができる。

（立番及び見張）

第47条 立番は、原則として交番等の施設外の適当な場所に位置して、立って警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。ただし、雨天、降雪等悪天候時においては、第37条に基づき立番を見張に変えることができる。

2 見張は、交番等の施設内出入口付近に位置して椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

（在所）

第48条 在所は、交番等の施設内において、諸願届の受理等に当たるとともに、書類の作成整理並びに装備資器材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。

（警ら）

第49条 警らは、所管区を巡行することにより、管内状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民に対する保護、助言及び指導等に当たるものとする。

2 警らは、徒歩又は自転車によって行うものとする。ただし、署長は、管内の地形等の状況、治安情勢等から必要があると認めるときは、原動機付自転車、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車を使用して行わせることができる。

（巡回連絡）

第50条 巡回連絡は、担当する受持区を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困り事、意見、要望等の聴取等に当たることにより住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 巡回連絡は、受持区のすべての家庭、事業所等について各戸に行うものとする。ただし、署長が特に指示したものについては、この限りでない。

3 巡回連絡は昼間に行うものとする。ただし、訪問先の都合により昼間に行うことが適当でない場合であって、署長の承認を受けたときは、この限りではない。

（移動交番車における通常基本勤務の方法）

第51条 移動交番車に勤務する地域警察官は、警ら及び在所の勤務方法により通常

基本勤務を行うものとする。

(移動交番車の活動)

第52条 移動交番車の活動は、別に定める。

### 第3節 機動警ら係等

(機動警ら係等における通常基本勤務の方法)

第53条 機動警ら係等に勤務する地域警察官は、機動警ら及び待機の方法により、通常基本勤務を行うものとする。

(機動警ら)

第54条 機動警らは、警ら用無線自動車により、あらかじめ定められた区域又は路線を巡行することにより、事件等が発生した場合に緊急初動措置を行うとともに、機動力を活用して犯罪の予防検挙、交通指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 機動警らは、原則として2名1組を単位として行うものとする。

3 機動警ら係等に勤務する地域警察官は、機動警らに当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。

(1) 周密かつ鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うなどにより、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めること。

(2) 機動警ら中、交番等への立寄り、同乗警ら、事件等の共同処理を行うことにより、受持警察官との連携を図ること。

(3) 事件等の処理その他の活動に際し、通信指令課及び警察署通信室と緊密に連絡をとること。

4 自動車警ら班員は、取り扱った事件等を、その発生又は逮捕その他の取扱い場所を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

(待機)

第55条 待機は、指定された場所において、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び書類の作成、整理に当たるものとする。

2 待機に際しては、事件等の発生に備え、無線通話の傍受に努めるほか、直ちに出勤できる態勢を保持しなければならない。

(自動車警ら班の活動)

第56条 自動車警ら班の活動については、別に定める。

### 第4節 警備派出所及び検問所

(警備派出所における通常基本勤務の方法)

第57条 警備派出所に勤務する地域警察官は、警備区において警戒警備、立番、見張、在所及び警らの勤務方法により通常基本勤務を行うものとする。

2 警戒警備は、繁華街、主要駅、空港その他特殊な警戒警備対象について、当該対象等の状況に応じて、周辺の巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

3 立番及び見張については第47条、在所については第48条、警らについては第49

条の規定をそれぞれ準用する。

(検問所施設の活用)

第58条 署長は、検問所の施設及び設備について、機動警ら係の活動の拠点として活用を図るとともに、犯罪の予防検挙、検問、交通指導取締りその他の警察活動に効果的な運用を図るものとする。

第5節 交番相談員

(交番相談員)

第59条 交番につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番に交番相談員を配置する。

(交番相談員の身分及び業務等)

第60条 交番相談員の身分、業務その他の事項については別に定める。

第5章 特別勤務及び地域警察勤務以外の勤務

(特別勤務)

第61条 地域警察官は、通常基本勤務のほか、地域警察官が必要と認めて署長等の承認を受けたとき、又は本部長若しくは署長等から命ぜられたときは、次の各号に掲げる特別の任務を遂行するための地域警察活動（以下「特別勤務」という。）を行うものとする。

- (1) 緊急配備のための活動を行うこと。
- (2) 事件等が発生した場合において、現場臨場、捜索救助、被疑者同行その他当該事案処理のための活動を行うこと。
- (3) 担当区域等における特別の治安情勢に鑑み、通常基本勤務以外の方法により、犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動を行うこと。
- (4) 雑踏警備、交通機関への警乗等に伴う警戒警備要員として活動を行うこと。
- (5) 所管区において、住民の行う防犯、交通安全その他地域諸活動への支援若しくは協力を行い、又は住民と共同でこれらの活動を行うこと。
- (6) 前各号のほか、地域警察の任務を遂行するために、通常基本勤務以外の方法により、必要と認められる特別な活動を行うこと。

2 署長等は、管内の治安情勢、警察事象等から特に必要があると認めるときは、地域警察官の特別勤務を命じ、又は承認することができる。この場合、通常基本勤務への影響を最小限に留めるよう配慮しなければならない。

3 特別勤務を通じて行う地域警察活動と関係する他部門の活動と緊密な連携を図らなければならない。

(地域警察勤務以外の勤務)

第62条 署長は、警察署全体が特別の体制をとらなければならない場合やその他警察の総合力を発揮する必要がある真にやむを得ない場合に限り、地域警察官を地域警察勤務以外の勤務に従事させることができる。

2 署長は、前項の勤務に従事させる必要性を判断するに当たっては、地域警察体制が著しく阻害されることのないよう留意し、地域警察勤務以外の勤務の必要性

と地域警察体制の阻害の程度との均衡及び比重を考慮して慎重に決定しなければならない。

3 署長は、地域警察官を7日以上継続して地域警察勤務以外の勤務に従事させる場合は、本部長の承認を受けなければならない。

#### 第6章 補則

(地域警察官の配置異動報告)

第63条 署長は、地域警察官の配置換えを行ったときは、地域警察官配置異動報告(別記様式)により、速やかに本部長に報告するものとする。

(活動状況報告)

第64条 署長は、地域警察官の活動状況を、別に定める地域警察活動報告により、翌月10日までに本部長に報告するものとする。

(警察署細則)

第65条 署長は、あらかじめ本部長の承認を得て、この訓令の施行について必要な細則を定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

#### 附 則

この訓令は、令和2年2月7日から施行する。

別表(第16条関係)

地域警察官の勤務時間の割り振り基準

区分 勤務種別	勤務制	勤務日	勤務時間割									休憩	総時間
			立番	見張	在所	待機	警ら	巡回連絡	警戒警備	教養	計		
交番・駐在所・署(分庁舎)所在地	毎日制	日勤	1	1	45分		3	2			7時間45分	1	8時間45分
	毎日制 (駐在所型 毎日制)	日勤			2時間45分		3	2			7時間45分	1	8時間45分
	交替制	当番	2	2	1時間30分		6	3		1	15時間30分	8時間30分	24時間
		日勤	1	1	45分		2	3			7時間45分	1	8時間45分
警備派出所	毎日制	日勤	1	1	45分		1		4		7時間45分	1	8時間45分
機動警ら	毎日制	日勤				1時間45分	6				7時間45分	1	8時間45分
	交替制	当番				5時間30分	9			1	15時間30分	8時間30分	24時間
		日勤				1時間45分	6				7時間45分	1	8時間45分

※数字のみ記載の単位：時間

別記様式（第63条関係）

第 年 月 日  
号

石川県警察本部長 殿

警 察 署 長

地 域 警 察 官 配 置 異 動 報 告

1 転入者名簿

発令日	新 配 置	前 配 置	階 級	氏 名	生年月日(年齢)	備 考

2 転出者名簿

発令日	転出先(署・係等)	前 配 置	階 級	氏 名	備 考